

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月19日
富士川町ますほ文化ホール指定管理者
一般社団法人ふじかわ

本ガイドラインは、「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」(令和2年6月19日改訂：山梨県)及び「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月25日改訂：公共社団法人公立文化施設協会)に基づき、作成したものである。

なお、今後状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行うことがある。

1. 3密の回避

(1) 換気設備の設置等(「密閉」の回避)

①利用者に対して、機械換気とともに窓やドアの2方向の開放による換気を毎時2回程度行うこととを周知する。

(2) 施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)

- ①ホール等、各施設の利用人数等は、国や県の示した基準を基に別に定める。
- ②不特定多数の人を集客するイベントは、適切な感染防止対策(入館時の制限や誘導、休憩スペースにおける密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気)を行う。
- ③ホール等など、それぞれの利用者の入館及び退館時間が重ならないよう調整する。
- ④過度に人が密集する機会を減らすよう、周知する。

(3) 人と人との距離の確保(「密接」の回避)

- ①近距離での会話や発声は避け、最低1m(マスク着用のない場合は2m)の対人距離を確保する。一人あたりの専有面積を最低3㎡として施設内の人数を制限する。
- ②受付等、人と人が対面する場合は、アクリル板や透明ビニールカーテンなどにより遮蔽する。また現金の受け渡し等については、コイントレーを使用する。
- ③入場時のチケットもぎりの際は、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、主催者がそれを目視で確認するなどの簡略化を行う。

2. 体調確認の徹底

(1) 体調のチェック

- ①施設従業員は、出勤前の検温、体調確認を行い、発熱(平熱より1度以上)や軽度であっても、風邪の症状、嘔吐、下痢等の症状がある場合は、出勤しないこととする。また、業務開始前にも再度確認を行う。
- ②利用者に対して、入館時に検温体調確認を行い、発熱、風邪症状、嘔吐、下痢等の症状がある場合には、入場しないよう周知する。

3. 飛沫、接触感染防止対策

(1) マスクの着用、手指の消毒の実施

- ①施設従業員はマスク着用を遵守するとともに、利用者に対してもマスク着用を周知する。
- ②施設従業員は定期的に、利用者は入館時に、手指の消毒を実施する。

(2) 清掃、消毒の実施

- ①不特定多数が接触する場所等（ドアノブ、電気スイッチ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。また、利用者は、利用後直ぐに利用した机、椅子、その他備品及び必要箇所は清拭消毒をする。
- ②鼻水や唾液などが付いている可能性のあるゴミは、マスクや手袋を着用し、ビニール袋に密閉して捨てる。清掃後は石けんで手を洗う。

(3) トイレの衛生管理の徹底

- ①トイレの蓋がある場合は、閉めて汚物を流すように表示し周知する。
- ②不特定多数が接触する場所（便座、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒をする。
- ③混雑時には、できるだけ間隔をあけて整列するよう表示し、周知する。

(4) 休憩スペース等におけるリスク軽減

- ①休憩スペースの椅子の設置は、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保するよう工夫する。

4. その他の感染予防対策

- (1) 利用者は、利用申請時に利用申請書と誓約書を提出しなければならない。
- (2) 利用者は、利用が終了したときに、チェックリストを提出しなければならない。
- (3) 利用者は、氏名、緊急連絡先を記入した利用者名簿を作成し、利用日から2週間は保管しなければならない。万が一、利用者の中から感染が確認された場合は、感染経路の情報提供として、利用者名簿を保健所等の公共機関へ提出する。

5. ガイドラインの遵守の確認

- (1) 本ガイドラインを遵守しているか確認するため、施設用、利用者用のチェックリストをそれぞれ作成し、各項目について確認を行う。